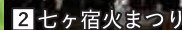


SHAKAIHOKEN MIYAGI No. 813

8/9



- 2～4 日本年金機構からのお知らせ
- 5・6 協会けんぽからのお知らせ
- 7 M美さんの社会保険物語
- 8 令和8年度『健康保険・年金保険
新任担当者等事務講習会』開催
案内および申込書
- 9 令和8年度『年金シニアライフ
セミナー』の開催
- 10 スプリングバレー仙台泉の利用
優待について
- 11 令和8年度 年金制度説明会
- 11 「歩数アップチャレンジ2026」
を開催します！
- 12 インフォメーションパーク

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

従業員50人以下の事業主の皆さまへ

2026年10月1日から 短時間労働者の社会保険料負担を支援する制度が始まります

保険料調整制度

※社会保険料とは、健康保険・厚生年金保険の保険料を指します。



どんな事業所が対象ですか？

以下の①または②の事業所が対象です。

① 2026年10月1日以降対象となることができる事業所

2026年10月1日以降、任意特定適用事業所(労使の合意により、任意で短時間労働者(パート・アルバイトの方)を社会保険の加入対象とした適用事業所)になると、保険料調整制度の対象となります。任意特定適用事業所となるための手続きは右面をご覧ください。

※2026年9月30日以前に任意特定適用事業所となった事業所は、保険料調整制度の対象外です。

② 2027年10月1日以降、順次対象となる事業所

原則として、今後、社会保険の適用拡大により短時間労働者が加入対象となる事業所が対象です。

対象時期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
従業員数	36～50人	21～35人	11～20人	10人以下

※従業員数とは、厚生年金の被保険者数(フルタイムの従業員と週の労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員を合計した数)を指します。

どんな従業員が対象ですか？

以下の3つの条件にすべて当てはまる短時間労働者が対象です。

① 週の所定労働時間が20時間以上
(フルタイムの3/4未満)

② 月収が13万円未満
(標準報酬月額が12.6万円以下)

③ 学生ではない

どのような制度ですか？

新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せず働けるよう、制度の利用から通算3年間、対象となる従業員の社会保険料を軽減します。事業主には軽減分を一時的に負担いただきますが、一定期間経過後にお支払いいただく保険料からその分を全額控除するため、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。従業員が将来受け取る年金額にも影響はありません。



月収8.8万円の従業員に制度を利用した場合のイメージ

※この紙面における保険料額はあくまでもイメージであり、実際の額とは異なります。



従業員の負担軽減の割合は月収に応じて異なります。また、制度利用3年目は割合が半減します。

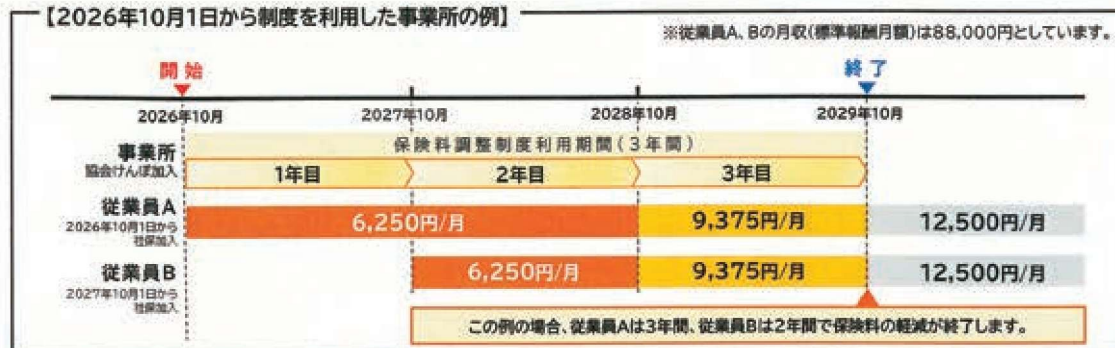
月収(円) (標準報酬月額)	9.3万未満 (8.8万以下)	9.3万～10.1万未満 (9.8万)	10.1万～10.7万未満 (10.4万)	10.7万～11.4万未満 (11万)	11.4万～12.2万未満 (11.8万)	12.2万～13万未満 (12.6万)
従業員:事業主(1・2年目)	25:75	30:70	36:64	41:59	45:55	48:52
従業員:事業主(3年目)	37.5:62.5	40:60	43:57	45.5:54.5	47.5:52.5	49:51

からのお知らせ



制度の対象となる従業員が負担する社会保険料のイメージ

事業所が制度の利用を開始してから3年が経過した時点で、従業員の保険料の軽減は終了します。



どのような手続きが必要ですか？

事業所が保険料調整制度の対象となった日から2年以内に、開始申出をする必要があります。

提出物	保険料調整開始申出書
提出方法・提出先	事務センターへ郵送 または 管轄の年金事務所へ郵送/窓口持参(電子申請不可) ※健康保険組合に加入している場合は、組合にも提出が必要です。

「保険料調整開始申出書」の様式は、日本年金機構ウェブサイトからダウンロードできます。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/hokenryochosei.html>



2026年10月1日から保険料調整制度が利用できる 任意特定適用事業所となるための手続きについて

短時間労働者が働く時間を増やして社会保険に加入すると、企業経営に以下のようなメリットがあります。

- 1 人材の確保・定着の可能性が高まります
- 2 従業員の働く意欲の向上に繋がります
- 3 就業調整が不要になり、安定してシフトを組みやすくなります

従業員には、社会保険に加入すると年金や医療保険が充実することを伝え、加入の希望を聞きましょう。

任意特定適用事業所となるための手続き

同意対象者の2分の1以上の同意をとった上で、必要書類をご提出ください。

※同意対象者とは、厚生年金保険の被保険者、70歳以上被用者および短時間労働者を指します。

提出物	①任意特定適用事業所申出書 ②同意対象者の2分の1以上の同意を示す書類 ③短時間労働者に該当する方の被保険者資格取得届
提出方法・提出先	事務センターへ郵送 または 管轄の年金事務所へ郵送/窓口持参(電子申請も可能) ※健康保険組合に加入している場合は、組合にも提出が必要です。

手続きの詳細や届書様式に関するご案内
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nin/tokuteitakiyo.html>



電子申請に関するご案内
<https://www.nenkin.go.jp/denshiben/index.html>



社会保険の適用拡大については
社会保険適用拡大特設サイトへ

社会保険 適用拡大

検索

または



<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoutakadai/>

手続きのご不明点は
ねんきん加入者ダイヤルへ

事業所、厚生年金加入者
0570-007-123

【受付時間】
平日:8:30~19:00
第2土曜日:9:30~16:00
※土曜日(第2土曜日を除く)、日曜日、
祝日、年末年始(12/29~1/3) 除く

日本年金機構からのお知らせ

「わたしと年金」 エッセイ 募集

世代を**超**える。
今だからこそ、伝えたい。

募集期間

令和8年6月1日（月）～
令和8年9月7日（月）消印有効

応募要項

- ・公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金制度のかかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、公的年金制度をテーマにしたエッセイ。
- ・日本語で1,000～2,000文字程度。
- ・作品用紙の裏に、氏名、ふりがな、年齢、住所、電話番号、職業または所属*（会社名、学校名等）を明記してください。
※会社、学校等を介さず個人で応募することが可能です。
- ・内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。（応募作品は返却しません。）

発表

受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する（11月下旬予定）他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行います。
受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。受賞者の氏名、年代、住所地の都道府県を公表します。



詳細は、左記の二次元コードを読み取り、日本年金機構ホームページの「わたしと年金」エッセイについてご覧ください。

賞

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選
賞状の授与並びに記念品を贈呈します。

応募資格

中学生以上の方

提出先

日本年金機構 事業推進統括部
地域年金事業グループ わたしと年金 担当
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

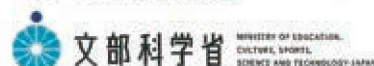
お問い合わせ先

日本年金機構 事業推進統括部
地域年金事業グループ わたしと年金 担当
（電話番号）03-5344-1100（代表）

主 催



後 援



全国高等学校長協会
全国都道府県教育委員会連合会

協会けんぽからのお知らせ

傷病手当金、出産手当金 申請書の 「事業主記入欄」の記入誤りにご注意ください！



事業主の皆様へ

従業員の方から証明を求められた場合は、下記の点にご注意のうえ速やかにご提供ください。

※事業主が証明を記入することは健康保険法により定められています。

各種申請書の
記入方法はこちら



特に誤りが多い点をチェック！

健康保険 傷病手当金 支給申請書

1 2 3 4 ページ
事業主記入用

労務に服することができなかった期間（申請期間）の勤務状況および賃金支払い状況等をご記入ください。

被保険者氏名（カタカナ）

姓と名の間は1マス空けてご記入ください。濁点（・）、半濁点（゜）は1字としてご記入ください。

勤務状況 2ページの申請期間のうち出勤した日付を1マスずつご記入ください。「年」「月」については出勤の有無に関わらずご記入ください。

1 2

令和 年 月 日

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15
16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

令和 年 月 日

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15
16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

令和 年 月 日

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15
16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

2ページの申請期間のうち、出勤していない日（上記【○】で囲んだ日以外の日）に対して、報酬等（※）を支給した日がある場合は、支給した日と金額をご記入ください。
※有給休暇の賃金、出勤等の有無に関わらず支給している手当（扶養手当・住宅手当等）、食事・住居等費用支給しているもの等

例 令和 0 5 年 0 2 月 0 1 日 から 0 5 年 0 2 月 2 8 日 3 0 0 0 0 0 円

① 令和 年 月 日 から 年 月 日 円

② 令和 年 月 日 から 年 月 日 円

③ 令和 年 月 日 から 年 月 日 円

事業主が証

上記のとおり相違ないことを証明します。

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電話番号

6 0 1 3 1 1 0 3

「療養担当者記入用」は4ページ目に続きます。>>>

全国健康保険協会
協会けんぽ

3 / 4

CHECK 1

出勤の有無に関わらず記入

申請書2ページ目の申請期間に合わせて証明年月を記入ください

CHECK 2

申請期間の中で出勤した日のみ「○」を記入

早退の場合は「早」と記入ください

CHECK 3

申請期間の中で出勤していない日に報酬が発生している場合に記入

※出勤していない日に報酬の支給がない場合「0円」の記載は不要です

CHECK 4

申請期間以降かつ提出日以前の日付を記入

※未来日の証明はできません

簡単
便利

申請する際は電子申請がおすすめです！

申請は
こちらから



協会けんぽからのお知らせ

企業の
魅力向上!!

「健康経営優良法人」の取得にチャレンジしてみませんか？

「健康経営優良法人認定制度」とは？

従業員の健康を守る取り組みが特に優れていると認められた法人を、日本健康会議*が認定する顕彰制度です。

※経済団体・医療団体・保険者などが連携し、日本全体の健康づくりを進めるために設立された全国組織です。

メリットは？

生産性の向上

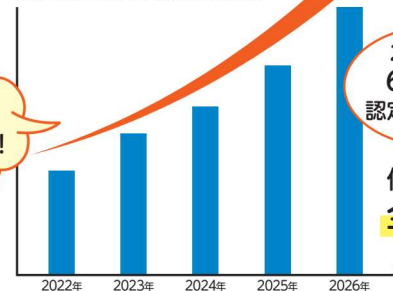
- ☑ 集中力や作業効率がUP!
- ☑ 病気や欠勤のリスクを軽減!

「健康経営優良法人」認定に向けた**無料**訪問サポートを実施しております。

詳しくはこちら▶



健康経営優良法人
中小規模法人部門認定数
(協会けんぽ宮城支部加入)



2026年は
635法人
認定されました!

伸び率
全国No.1

認定企業が
増えているなら、
うちでも取り組んで
みようかしら

認定手続きの流れは？

中小規模法人

「職場健康づくり宣言」に登録

※既にご登録済みの場合は改めて登録する必要はありません。



認定事務局ポータルサイトより申請

例年8月中旬頃から申請受付が開始されます。

※申請方法などが変更になる可能性があります。



審査・認定

問い合わせ先 協会けんぽ宮城支部 企画総務グループ TEL 022-714-6850

「薬と健康の週間」について

毎年10月17日～10月23日の1週間を「薬と健康の週間」とし、医薬品を正しく使用することの大切さ、そのために薬剤師が果たす役割の大切さを一人でも多くの方に知って頂くことを目的とし啓蒙活動を行っています。

かかりつけ薬剤師・薬局は、処方箋による調剤だけではなく、重複投薬や多剤服用の防止、飲み残しのお薬の整理、調剤後のフォローアップ、健康相談、一般用医薬品等の相談など、ファーストアクセスとしての健康サポート機能を担っています。かかりつけ薬剤師・薬局を持つ利点を紹介することにより医療の質の向上を実感いただけるよう努めています。

また、健康サポート薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の役割の周知、薬剤師・薬局が地域包括システムの中で行う地域医療活動の紹介、医薬品についての正しい

知識の普及、濫用等のおそれのある医薬品の適切な使用、一般用医薬品等の管理等の周知も行うとされています。

今年の9月22日(祝)にせんだいメディアテークにて「薬と健康のつどい」を開催します。お薬にまつわる公開講演、個別お薬相談、薬草茶の試飲など様々な企画をご用意しています。10月には宮城県薬剤師会や各地域の薬剤師会が中心となり、地域住民向けのイベントや相談会など様々な活動を行います。

この機会に薬剤師を身近な薬と健康のパートナーとして、是非イベントにも足をお運びください。よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人 宮城県薬剤師会
薬と健康の週間実行委員会 大井貴子



全国健康保険協会 宮城支部

お問合せ先／TEL 022-714-6850

〒980-8561 仙台市青葉区中央 4-4-19 アーバンネット仙台中央ビル14階

協会けんぽ 宮城

検索

登録はこちら

宮城支部
メルマガ
会員募集!



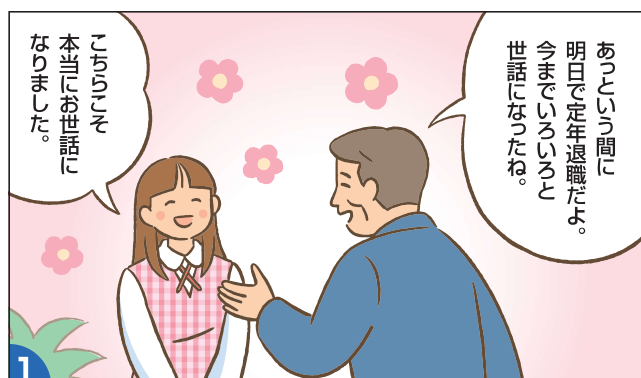
宮城支部
公式LINE
友だち募集中!



M美
さんの

社会保険物語

「マイナ保険証」
使う前に要確認!
第148話



協会けんぽからのお知らせ

【加入者の皆さまへ】

マイナ保険証に登録されている健康保険情報が更新される前に受診してしまい、医療費の返納金が発生するケースが非常に増えています。

就職や退職に伴い健康保険を切り替えた場合は、受診する前にマイナポータルや医療機関の窓口で登録状況の確認をお願いいたします。なお、登録情報が更新される前に医療機関を受診する際は、医療機関ご担当者様にその旨をご相談ください。

【社会保険事務ご担当者へ】

資格取得届、扶養異動届、資格喪失届の提出が遅れますと、その分マイナ保険証の更新にお時間を要します。お早目に手続きいただきますようご協力をお願いいたします。

社会保険協会からのお知らせ

令和8年度 健康保険・年金保険 新任担当者等事務講習会 開催案内 および申込書

社会保険の事務手続きは、従業員の皆様の生活を支える重要な業務です。当協会では、新たに実務担当となられた方を対象に、健康保険・年金保険の基礎知識や具体的な事務手続きを基礎から学んでいただくための講習会を開催いたします。

●令和8年度 新任担当者等事務講習会 (各日とも同内容) ※各会場とも先着順で、定員になり次第締め切りとさせていただきます。

地 区	日 時	会場名	所在地・電話番号	定 員
仙 台	9月 7日 (月) 13:30~16:10	東京エレクトロンホール宮城 (宮城県民会館) 6階 602	仙台市青葉区国分町 3-3-7 022-225-8641	募集人数 各70名
	9月18日 (金) 13:30~16:10	東京エレクトロンホール宮城 (宮城県民会館) 4階 401		
石 巻	9月14日 (月) 13:30~16:10	石巻商工会議所「会議室」	石巻市中央 2-9-18 0225-22-0145	募集人数 40名
大河原	9月16日 (水) 13:30~16:10	大河原町駅前コミュニティセンター (オーガ)「イベントホール」	大河原町大谷字町向 126-4 0224-52-1110	募集人数 25名
大 崎	9月29日 (火) 13:30~16:10	グランド平成3階「富士の間」	大崎市古川駅前大通 5-3-2 0229-23-6363	募集人数 40名

講習時間割 (プログラム)

13:30~13:35	挨拶
13:35~14:55	講習 (年金保険部門) ・講師：日本年金機構 年金事務所 職員 ・内容：新任担当者向け事務手続き、事業所調査の留意点等
14:55~15:05	休憩
15:05~16:10	講習 (健康保険部門) ・講師：全国健康保険協会 (協会けんぽ) 宮城支部 職員 ・内容：健康保険の事務手続きについて

参加資格および参加料

- 参加資格：当協会会員事業所の健康保険・年金保険 新任担当者等、および令和6年4月～令和8年8月までの新規適用事業所の担当者等
- 参 加 料：無料

当日の持参物について

【重要：必ずご持参ください】

講習会では、「令和8年度版 社会保険 実務の手引き」(A4判の

冊子)を使用いたします。(令和8年4月または、新規入会時に送付しております)

- ・当日は必ず本冊子をご持参ください。
- ・万が一お忘れになった場合や、お手元がない場合は、当日会場受付にてその旨をお申し出ください。

申込方法 以下のいずれかの方法でお申し込みください。

1. Google フォーム (Web 申込)：協会ホームページの TOP ページにある右記のバナーから「参加申込フォーム」を入力後、送信してください。
2. FAX：下記「参加申込書」に必要事項を記入のうえ送信してください。

- ※受付完了メールの送付をもって受理とさせていただきます。
- ・申込締切：各開催日の10日前まで (定員に達し次第、受付終了)

お車でのご来場について

- ・【大崎会場(グランド平成)】：専用駐車場をご利用いただけます。
- ・【その他の会場】：専用駐車場はございません。公共交通機関または近隣の有料駐車場をご利用ください。



申し込み・問い合わせ先 一般財団法人 宮城県社会保険協会

〒980-0802 仙台市青葉区二日町10-20 アルコイリス二日町 4階
TEL 022-266-0411 FAX 022-266-0471

ホームページでもご覧いただけます

宮城県社会保険協会

検索



令和8年度 健康保険・年金保険 新任担当者等事務講習会 参加申込書

申込締切：各開催日の10日前まで

一般財団法人 宮城県社会保険協会 会長 あて

申込先 【FAX 022-266-0471】

事業所名

TEL () -

FAX () -

所 在 地 〒

事業所整理記号 または お問合せ番号

※宛名シール印字、または【協会費等のお知らせ】お問合せ番号下5桁をご記入ください (例：43みとぬ 12345)

ご担当者名

参加者氏名	参加希望の日程に○を付けてください。(一事業所2名まで)
	9/7(仙台) ・ 9/14(石巻) ・ 9/16(大河原) ・ 9/18(仙台) ・ 9/29(大崎)
	9/7(仙台) ・ 9/14(石巻) ・ 9/16(大河原) ・ 9/18(仙台) ・ 9/29(大崎)

個人情報の取扱いに関する同意文 本申込書にて取得した個人情報は、本講習会の参加確認・案内・資料送付、アンケート等のために利用いたします。取得した個人情報は、当協会のプライバシーポリシーに基づき、適切かつ安全に取り扱います。上記内容およびプライバシーポリシーに同意のうえ、お申し込みください。

令和8年度『年金シニアライフセミナー』の開催

— 人生100年時代、豊かなセカンドライフへの準備を始めませんか —

当協会では、会員事業所の皆様が安心して定年退職後の生活を迎えられるよう、専門の講師を招いた「年金シニアライフセミナー」を開催いたします。本セミナーでは、公的年金制度の仕組み、健康づくり、そして退職後の生活設計（ライフプラン）について分かりやすく解説します。**参加費は無料**で、受講者全員にテキスト「年金ライフプランのすすめ」をプレゼント！ 仙台地区では、平日の参加が難しい方やご夫婦で参加される方のために、今年も**土曜日開催**も実施いたします。この機会にぜひ、将来のライフプランを見直してみませんか。

主催 一般財団法人 宮城県社会保険協会 **共催** 全国社会保険委員会連合会 一般財団法人 全国社会保険共済会
後援 宮城県社会保険委員会連合会 一般社団法人 宮城県年金協会

●令和8年度 シニアライフセミナー（各日とも同内容）

※各会場とも先着申込順で、定員になり次第締め切りとなります。

地 区	日 時	会場名	定 員
石 巻	10月 8日 (木) 13:00~16:45	石巻商工会議所「会議室」	募集人数 50人
仙 台	10月 9日 (金) 13:00~16:45	TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口 5階カンファレンスルーム 5I	募集人数 各70人
	10月24日 (土) 13:00~16:45	東京エレクトロンホール宮城（宮城県民会館）6階602	
大河原	10月28日 (水) 13:00~16:45	大河原駅前コミュニティセンター（オーガ）「イベントホール」	募集人数 30人
大 崎	10月29日 (木) 13:00~16:45	グランド平成 3階「富士の間」	募集人数 50人

時間割（各会場共通）

- 12:30~ 受付開始
 13:00~13:10 挨拶（一般財団法人宮城県社会保険協会）
 13:10~13:55 退職後の老齢年金及び在職老齢年金について
 （日本年金機構 職員）
 ※複雑になりがちな年金制度を、退職後に必要となる手続きとあわせて分かりやすく解説します。受給開始前に知っておきたいポイントを整理できる内容です。
- 14:00~14:30 中高年の健康づくり
 （宮城県内保健所 職員等）
 ※県内の最新の健康施策や、退職後の生活で実践しやすい健康づくりのコツを紹介します。長く元気に過ごすためのヒントが得られる講座です。
- 14:35~16:35 ライフプランと生きがい・家庭経済プラン
 （活性化セミナー研究所）
 ※老後の家計管理や暮らし方の選択肢を、専門家が具体例を交えて解説します。経済面と生きがいの両面から、安心して過ごすための視点を学べます。

参加資格・お申し込み方法

- 参加資格：当協会会員事業所の退職予定者、50歳以上の被保険者およびその配偶者等。
- お申し込み方法
 （締切：各開催日の10日前まで）
 1.協会ホームページから 宮城県社会保険協会ホームページのトップページにあるバナーより、専用の申込フォームへアクセスしてお手続きください。
 2.FAX から 下記の申込書に必要事項をご記入のうえ、送信してください。
- 申込締切：各開催日の10日前まで。
 ※お申込み後、「参加案内」を、各開催日の10日前までにご本人様宛に郵送にてお届けする予定です。



お車でのご来場について

- 【大崎会場（グランド平成）】：専用駐車場をご利用いただけます。
- 【その他の会場】：専用駐車場はございません。公共交通機関または近隣の有料駐車場をご利用ください。

申し込み・問い合わせ先 一般財団法人 宮城県社会保険協会

〒980-0802 仙台市青葉区二日町10-20 アルコイリス二日町 4階
 TEL 022-266-0411 FAX 022-266-0471

ホームページでもご覧いただけます

宮城県社会保険協会

検索



令和8年度『年金シニアライフセミナー』参加申込書

申込締切：
各開催日の10日前まで

一般財団法人 宮城県社会保険協会 会長 あて

申込先 【FAX 022-266-0471】

TEL () -

FAX () -

事業所名

事業所整理記号 または お問合せ番号

※宛名シール印字、または【協会費等のお知らせ】お問合せ番号下5桁をご記入ください（例：43みとぬ 12345）

ご担当者名

【参加希望者をご記入ください】

参加者氏名	性別	年齢	参加希望日（会場名）	開催案内送付先住所（〒から記入）	該当に○
	男・女			〒 -	1. 被保険者 2. 配偶者 3. その他
	男・女			〒 -	1. 被保険者 2. 配偶者 3. その他

個人情報の取扱いに関する同意文 本申込書にて取得した個人情報は、本講習会の参加確認・案内・資料送付、アンケート等のために利用いたします。取得した個人情報は、当協会のプライバシーポリシーに基づき、適切かつ安全に取り扱います。上記内容およびプライバシーポリシーに同意のうえ、お申し込みください。

会員事業所様
限定

スプリングバレー仙台泉の利用優待について

会員事業所の事業主や従業員とご家族の方々に向けて、秋の健康づくりとして「高原の芋煮会の利用料金」及び「ジップラインアドベンチャー利用料金」を優待料金として割引されます。

○高原の芋煮会及びジップラインアドベンチャーの優待割引

●利用期間：令和8年9月12日(土)～令和8年11月3日(火・祝日)

●利用方法及び注意事項

- ・掲載している「優待①高原の芋煮会優待券」及び「優待②ジップラインアドベンチャー優待券」を切り取りご利用ください。
- ・高原の芋煮会は事前予約制となります。なお、ジップラインアドベンチャーは事前予約をおすすめします。
- ・電話申込みのとき、社会保険協会会員である旨を申出ください。利用の時に「優待券」を提示してください。
- ・旅行会社経由、インターネット経由の申込みは適用されません。
- ・その他の割引、企画商品、キャンペーン商品とは重複して適用されません。・詳細については必ず各施設にご確認ください。

●優待券は、被保険者、配偶者及び被扶養者のいずれかを含む1グループ1枚で利用できます。

○優待券は複写可ですが、追加発行を希望される場合は、当協会 HP「会員限定ページ」からダウンロードしていただくか（一財）宮城県社会保険協会（022-266-0411）まで、電話にて申出ください。

令和8年度 宮城県社会保険協会健康づくり事業
スプリングバレー仙台泉

宮城県社会保険協会
会員限定

優待① 高原の芋煮会優待券 芋煮プラン(予約制)

- ・芋煮プラン／大人2,800円、小学生1,900円
(通常料金 大人3,000円、小学生2,000円)
- ・芋煮&BBQプラン／大人3,300円、小学生2,400円
(通常料金 大人3,500円、小学生2,500円)
- ・仙山プラン／大人4,300円、小学生3,400円
(通常料金 大人4,500円、小学生3,500円)

優待② ジップラインアドベンチャー優待券

優待料金 4,200円 (通常料金 4,400円)

利用期間/令和8年9月12日(土)～令和8年11月3日(火・祝日)

一般財団法人 宮城県社会保険協会 仙台市青葉区二丁目10-20
TEL022-266-0411

令和8年度 宮城県社会保険協会健康づくり事業
スプリングバレー仙台泉

宮城県社会保険協会
会員限定

優待① 高原の芋煮会優待券 芋煮プラン(予約制)

- ・芋煮プラン／大人2,800円、小学生1,900円
(通常料金 大人3,000円、小学生2,000円)
- ・芋煮&BBQプラン／大人3,300円、小学生2,400円
(通常料金 大人3,500円、小学生2,500円)
- ・仙山プラン／大人4,300円、小学生3,400円
(通常料金 大人4,500円、小学生3,500円)

優待② ジップラインアドベンチャー優待券

優待料金 4,200円 (通常料金 4,400円)

利用期間/令和8年9月12日(土)～令和8年11月3日(火・祝日)

一般財団法人 宮城県社会保険協会 仙台市青葉区二丁目10-20
TEL022-266-0411

秋のハイキング(健康ウォーキング)のお知らせ

○宮城県社会保険協会では、独自のバスハイキングに代えて、健康ウォーキングのバスツアーをご案内しております。
会員事業所にお勤めの従業員とご家族が宮城交通株式会社・河北新報社主催の健康増進企画のバスツアー「みやぎ歩け歩け大会」に参加申込みされた場合、一部代金(3,000円)を助成します。
※詳しくは、広報誌社会保険みやぎ令和8年4月・5月号15ページをご参照ください。

○なお、令和8年10月以降のバスツアーは、広報誌社会保険みやぎ令和8年10月・11月号に掲載予定となりますので、申込方法や問い合わせは、下記に直接お問い合わせください。

「申込方法」と
お問い合わせ

「宮交観光サービス(右記電話番号)」へ
直接お申し込みください。

電話 **022-298-7762**

一般財団法人宮城県社会保険協会・日本年金機構共同開催事業

日本年金機構と社会保険協会が共同開催する説明会です。

令和8年度 年金制度説明会

令和7年年金制度改正の意義や、実際の事業所調査で指摘の多い事例を踏まえた改善のポイントなど、実務のプロフェッショナルが最新情報について分かりやすくお伝えします！



日時

2026年
12月22日(火)
13:15~16:30

[事前申込制]
無 料
先着順



場所

仙台銀行ホール
イズミティ21(大ホール)
※地下鉄泉中央駅すぐ



募集人数

800名(定員になり次第締め切り)

講演内容(予定)

1. 令和7年年金制度改正等

～現行制度のしくみと考え方、
令和7年年金制度改正の意義を解説します～

2. 年金制度改正の実務と留意点(厚生年金適用関係)

～令和7年年金制度改正を踏まえた厚生年金適用実務の留意点を解説します～
講師: 日本年金機構厚生年金保険部 厚生年金保険適用・調査グループ

3. 事業所調査指摘・改善指導事例集の解説

～被保険者の報酬に係る届出で誤りやすい事例を解説します～
講師: 日本年金機構特別法人対策部 法人調査グループ

4. 新 NISA・iDeCo 等を活用した現役世代の資産形成(未定)

～現役世代の資産形成について県内金融機関がわかりやすくご説明します～
※内容は変更になる場合がございます



講師

日本年金機構 副理事長
(元厚生労働省年金局長)

高橋 俊之 氏

※正式なご案内およびお申し込み受付は、次号の広報誌「社会保険みやぎ 2026.10/11月号」に掲載予定です。定員に達し次第締切となりますので、お早めにご確認ください。

参加者募集!

～宮城県保健福祉部健康推進課からのお知らせ～

「歩数アップチャレンジ 2026」を開催します! ぜひご参加ください!

- ◆ 歩数の増加による健康づくりを推進するため、目標歩数(1日平均8000歩)を目指して歩くキャンペーンを実施します。
- ◆ 「事業所部門」は、事業所対抗で歩数を競うほか、職場の仲間3人でチームを組んで目標歩数を目指していただきます。
- ◆ 個人で参加できる「個人部門」もあります。



申込期間

令和8年9月11日(金)まで

チャレンジ期間

令和8年10月1日(木)～11月30日(月)

賞

事業所ランキング賞
事業所の平均歩数が全県で上位10位以内にランクインした事業所
歩数目標達成賞(抽選)
目標歩数を達成したチーム(個人部門は達成した方)



▲詳細・参加申込
はこちらから

99

健康増進ミニアプリ「みやぎ健康ウォーク」をご活用ください

みやぎ県民公式アプリポケットサインのミニアプリ「みやぎ健康ウォーク」をご利用の方は、「歩数アップチャレンジ 2026」個人部門に自動でエントリーされます。キャンペーン期間以外でもご利用可能です。詳しくは、ホームページをご覧ください。

「みやぎ健康ウォーク」で検索



お問い合わせ先 宮城県保健福祉部健康推進課

電話: 022-211-2624 / Email: kensui-k2@pref.miyagi.lg.jp

電話によるお問い合わせは専用ダイヤルへ

年金事務所の電話は大変混み合っております

ねんきん加入者ダイヤル(年金の加入に関する一般的なお問い合わせ)

●事業所・厚生年金加入者向け



0570-007-123 (ナビダイヤル)

※050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913

●国民年金加入者向け



0570-003-004 (ナビダイヤル)

※050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6630-2525

受付時間 ●月～金曜日 8:30～19:00
●第2土曜日 9:30～16:00

ねんきんダイヤル(年金の受け取りに関する一般的なお問い合わせ)



0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1165

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ※月曜日(祝日の場合は翌営業日)は19:00まで
●第2土曜日 9:30～16:00

ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル



0570-058-555 (ナビダイヤル)

※050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1144

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ※月曜日(祝日の場合は翌営業日)は19:00まで
●第2土曜日 9:30～16:00

ご利用にあたってご留意いただきたいこと

- 土曜日(第2土曜日を除く)、日曜日、祝日、12/29～1/3 はご利用いただけません。
- 一般固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 050で始まる電話でおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- お問い合わせの際には、基礎年金番号または年金証書番号をお知らせください。



**名称・住所・
人数等の変更は
協会HPで完結!**

事業所情報に変更があった際は、協会ホームページTOPの「会員事業所変更届」バナーをクリック! 専用フォームから簡単に変更のお手続きがいただけます。

※年金事務所への届出とは別に、協会への手続きが必要ですのでご注意ください。

会員事業所変更届
どこでもクリック

街角の年金相談センター仙台

厚生年金保険・国民年金の受給に関するご相談、手続きは年金事務所のほか、年金相談センターでも行うことができます。

●電話によるご相談は「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください

相談時間 ●月～金曜日 8:30～17:15
●第2土曜日 9:30～16:00

※月曜日(祝日の場合は翌営業日)は19:00まで受付時間を延長しています。
※祝日、12/29～1/3 はご利用いただけません。

右記カレンダーもご覧ください

街角の年金相談センター仙台

〒980-0803

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル2階

※全国社会保険労務士会連合会が受託運営しています



年金の予約相談の実施

年金のご相談の際には、事前にご予約のうえ、年金事務所へおいでいただくとスムーズに相談できます。なお、予約相談希望日の1か月前から受付しています。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ
0570-05-4890

年金相談の受付時間と週末相談(予定)

9月							10月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5					1	2	3
6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10
13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17
20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24
27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31

◆受付時間

平日(月～金)
午前8時30分～午後5時15分

◆年金相談の「時間延長」と「週末相談」

時間延長(週の初日)
午後5時15分～午後7時

週末相談(第2土曜日)
午前9時30分～午後4時

変更されている場合もありますので、ホームページなどでご確認のうえご利用ください。

日本年金機構 検索

9月・10月の出張相談所開設のご案内

(常設)

会場	開設日	開設時間	予約受付先
気仙沼出張相談所 (NTT気仙沼ビル1F) (予約制)	土日および祝日以外の 平日	8:30～12:00 13:00～17:00	予約受付専用電話 0570-05-4890 (ナビダイヤル)

・予約制を実施している会場については、お電話で事前に相談日をご予約ください。

・ご予約は、相談日の1か月前から受付いたします。

※相談にお越しの際には、年金手帳や年金証書などの基礎年金番号が分かる書類と、マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認ができる書類を必ずお持ちください。

※本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお越しになる方の本人確認ができる書類(運転免許証等)が必要となります。